

学校法人榎本学園 介護員養成研修事業
介護職員初任者研修課程（通学） 学則

（事業者の名称・所在地）

第 1 条 本研修は、次の事業者が実施する。
学校法人榎本学園（東京都町田市中町一丁目 1 3 番 1 号）

（目的）

第 2 条 本事業は、福祉社会に即応する老人・障害者介護の基本的・専門的知識技能を教授し福祉分野の社会的背景を理解させ、高齢社会の要請に応える有為な人材を育成することを目的とし、介護保険事業計画の展望である人材確保に寄与するため、介護人材の養成を行なう。

（実施課程及び形式）

第 3 条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。
介護職員初任者研修課程（通学形式）

（研修事業の名称）

第 4 条 研修事業の名称は次のとおりとする。
学校法人榎本学園介護員養成研修事業（初任者研修・通学）

（年度事業計画）

第 5 条 令和 3 年度の研修事業は次のとおり実施する。

区 分	実 施 期 間	募 集 定 員
第 1 回	令和 4 年 1 月 31 日～令和 4 年 3 月 11 日	40 名
合 計		40 名

（受講対象者）

第 6 条 受講対象者は次の者とする。
榎本学園が経営する専修学校に在籍している生徒・教職員

（研修参加費用）

第 7 条 研修参加費用は次のとおりとする。（金額は全て税込み）

区 分	内 訳	金 額	研修参加費用合計	納付方法	納付期限
第 1 回	受講料	6 3 , 4 0 0 円	7 0 , 0 0 0 円	原則として 一括納入	原則として 受講開始日まで
	テキスト代	6 , 6 0 0 円			

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

区 分	テ キ ス ト 名	出 版 社 名
第1回	介護職員初任者研修課程テキスト 全3巻セット	(株)日本医療企画

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行なうために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「講師一覧」のとおりとする。

(募集手続き)

第12条 募集手続きは次のとおりとする。

- (1) 本学園指定の申し込み用紙に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。
ただし、定員に達した時点で申し込み受付は終了する。
- (2) 本学園は書類審査の上、受講者の決定を行い受講者に連絡する。
- (3) 連絡を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。
- (4) 本学園は受講料等の納入を確認した後、教材を研修開始日までに配布する。

(科目の免除)

第13条 申し込み時点において、東京都が定める介護施設等（東京都介護員養成研修事業者指定要領別表2「介護員養成研修実習先一覧」による。）で、過去3年以内に週1回・6か月以上継続的に介護業務に従事していた者は下記の科目を免除する。

免 除 科 目		時 間
1 職務の理解		計 6 時間
	1 (1) 多様なサービスの理解	
	1 (2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	

(修了の認定)

第14条 修了の認定は、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

- (1) 成績評価は、東京都介護員養成研修事業実施要綱に規定する「各項目の到達目標、評価、内容」の「修了時の評価ポイント」に沿って、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。また、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。実技試験は、「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」の面接授業内で行う。成績評価で知識・技術等の習得が十分でないと評価された者は必要に応じて補講等を行い、筆記試験より前に到達目標

に達するよう支援する。

(2) 筆記試験は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修した者に対して行う。

(3) 修了評価基準は、次のとおり、理解度及び実技習得度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、筆記試験及び実技試験の修了評価がC以上の受講者を、評価基準を満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

認定基準（100点を満点とする）

A＝90点以上、B＝80～89点、C＝70～79点、D＝70点未満

（研修欠席者の扱い）

第15条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。

また、やむを得ず欠席する場合は必ず「欠席届」を提出する。

（補講の取扱い）

第16条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。

ただし、補講にかかる受講料については、1科目につき3,000円（税込）を受講者の負担とする。

また、補講の実施は原則として本学園において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合もある。その場合の受講料は、他の事業者が定める金額によることとする。

なお、補講は、補講する科目の内容（演習の有無、実技演習の内容等）が概ね同じで、時間数が同一以上に設定されている場合に行うことができる。

（受講の取消し）

第17条 次に該当する者は、受講を取消することができる。

(1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者

(2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

（修了証明書の交付）

第18条 第14条により修了を認定された者には、本学園において東京都介護員養成研修事業実施要綱8に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

（修了者管理の方法）

第19条 修了者管理については、次により行う。

(1) 修了者を修了者台帳に記載し永久保存するとともに、東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。

(2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。再発行は在籍する学校を通し町田福祉保育専門学校介護員養成研修事業担当係まで申し出ることとし、1件につき500円（税込）の手数料を徴収する。

（公表する情報の項目）

第20条 東京都介護員養成研修事業実施要綱7に規定する情報の公表に基づき、本学園ホームページ(URL：<https://www.enomoto.ac.jp>)において開示する内容は、以下のとおりとする。

(1) 研修機関情報

法人格、法人名称、住所、電話番号、代表者名、事業概要、事業所名称・住所等、

理念、学則、研修施設、在籍講師数、沿革

(2) 研修事業情報

研修の概要（対象、研修スケジュール、定員、実習の有無、研修受講手続、費用、留意事項、研修担当責任者）、研修シラバス、修了評価（修了評価の方法、評価者、再履修等の基準）、実績情報（過去の研修実績、過去の研修修了者数）、連絡先等（申込み先、資料請求先、苦情対応部署連絡先）

（研修事業執行担当部署）

第 21 条 本研修事業は、本学園町田福祉保育専門学校介護員養成研修事業担当係にて執行する。

（その他留意事項）

第 22 条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：学校法人榎本学園 町田福祉保育専門学校
介護員養成研修事業 担当係
電話 042（722）0313

- (2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

- (3) 受講生が本人であることを確認するために、受講申し込み時に学生証もしくはその他の公的証明書の提示を求めるものとする。本人確認ができない場合は、受講の拒否又は修了の認定を行わないことができる。

（施行細則）

第 23 条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、本学園がこれを定める。

（附則）

第 1 条 この学則は令和 4 年 1 月 24 日から施行する。